

鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例(案)

ポスター掲示場問題等を受け、
健全な民主主義の発展に向けた検討会での有識者意見を踏まえて、**条例案を9月議会に付議**

有識者からの主な意見

健全な民主主義の発展に向けた検討会
(8/16開催)



- ✓ 今回の都知事選で公営ポスター掲示場に選挙運動と関係ないポスターを多数掲示したのは、公選法に違反し認められないものだ。
- ✓ 警察が動くか選管が動くか迷わないよう、連携を密にすることを明示する必要があるのではないかな。
- ✓ 公選法の趣旨を候補者サイドに理解していただくことが必要。
- ✓ インターネットによる投票立会人は有効であり、好例として全国に発展させるべき。

条例の趣旨

**現行の公選法の解釈・運用の徹底及び
選管の権限行使の円滑化**

南部町でのオンライン投票立会への支援

南部町として初めて導入する**移動式期日前投票**と組み合わせて実施

日時：10/9(水) 9時～11時 場所：大木屋公民館(予定)

県の
支援

オンライン投票立会の
技術的な助言・県支援

マニュアルの共有

機器整備のため
の補助金の交付

条例案の概要

- 公選法の定める公明かつ適正な選挙の基本理念を尊重して、選挙運動を行うよう努めるものとする。
- 公選法第143条の選挙運動のために使用するポスター以外を公選法第144条の2に違反して公営ポスター掲示場に掲示してはならないものとする。
- 公営ポスター掲示場は、選挙運動用ポスター等をそれぞれ1枚掲示することができるものであり、公選法第144条の2第5項に違反し、公職の候補者以外の者が掲示し、又は1枚を超えて掲示して選挙運動用ポスター等を掲示してはならないものとする
- 県及び市町村の選管は、法の規定に違反して選挙運動のために使用する文書図画以外のものがポスター掲示場に掲示されたときは、法の規定による撤去の命令、公営ポスター掲示場を管理する権限に基づく措置等を行うものとする。
- 出納責任者は、選挙運動に関するウェブサイト等による広告料収入等について、公選法第189条に基づく報告書の提出その他適正な管理を行わなければならないものとする
- 選挙の自由妨害罪に該当する行為等その他急迫不正の侵害行為に対し、選管、警察等の関係機関は、関係法令に基づき、当該急迫不正の侵害行為を速やかに停止させるよう努めるものとする
- 選管は、関係機関と連携し、発達段階に応じた主権者教育の充実等主権者教育の推進に努めるものとする
- 県及び市町村の選管は、地域の実情に応じ、期日前投票所の増設やオンライン投票立会等の投票環境向上策の検討及び実施に努めるものとする
- 関係機関等は、選挙運動における表現の自由を不当に侵害しないようにするものとする。